

# 浜松市 はますくヘルパー利用事業のご案内

産前・産後の体調不良や育児の不安感により、家事または育児を行うことが困難なご家庭に、はますくヘルパーが訪問し、家事の手伝いや相談しやすい「話し相手」として育児相談に応じます。

## サービスの内容

- ◇ 食事の準備・片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除
- ◇ 育児相談、育児相談に応じた支援（授乳・おむつ・沐浴介助等）
- ◇ その他、必要な家事、育児相談 など

### < こんな時に使えます！ >

- ◆ つわりや貧血などで家事をするのが大変
- ◆ 妊娠中で安静にしていけない
- ◆ 出産後で体が本調子ではない
- ◆ 育児について話を聞いてほしい …など



## 利用できる方

浜松市にお住まいで、妊婦または1歳未満の乳児を養育している保護者で、身近に支援者がいない方

## 利用期間

妊娠中（母子健康手帳の交付後）から、お子さんが1歳の誕生日を迎える前日まで

## 利用時間数

1日2回、1時間単位で最大4時間まで（午前7時～午後7時）  
合計利用可能時間数 … 50時間<sup>(※)</sup> までの利用が可能

※ 多胎（双子・三つ子など）、未熟児養育医療対象のお子さんを養育している場合は、100時間まで



## 利用料

有料 … 事業者の1時間あたりの利用料と交通費から、公費負担額を引いた金額を、ヘルパー利用後に事業者へお支払いいただきます。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{事業者設定の1時間あたりのサービスの利用料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公費負担額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{利用時間数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{事業者設定の交通費} \\ \hline \end{array}$$

（事業者の1時間あたりの利用料や交通費、公費負担額については、裏面でご確認ください。）



## 申請方法

ご利用には、事前に申請書の提出が必要です。

利用予定の1ヶ月前までに、お住まいの区役所健康づくり課の窓口で、申請手続きをしてください。

## 申請時に必要なもの

◎「母子健康手帳」、「みとめ印」を必ずお持ちください。

（以下の方は、追加で次の書類の提出をお願いします）

◆未熟児養育医療対象のお子さんを養育している方…「養育医療券」の写し（コピー）

◆市民税非課税者に該当する方で、次の場合は、以前お住まいだった市町村から、「市町村民税課税証明書」を取り寄せ、ご持参ください。

… 前年1月2日以降に浜松市に転入された方で、1～6月に利用申請する場合

… 当年1月2日以降に浜松市に転入された方で、7～12月に利用申請する場合

## 利用の流れ

申請後、ご自宅に利用承認通知書が届いたら…



利用者様

① 連絡（日程・サービス内容打ち合せ）

② はますくヘルパー訪問

③ 利用料金のお支払い



受託事業者

## その他

具体的な費用など詳細につきましては、子育て情報サイト「ぴっぴ」をご覧ください。（申請書のダウンロードもできます。）

